林業・木材産業改善資金貸付契約書

　貸付者埼玉県（以下「甲」という。）と借受者　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

次の条項によりこの契約を締結する。

（貸付けの目的）

第１条　甲は、乙に対し林業・木材産業改善資金として貸付けを行うものとする。

（貸付金及び利率）

第２条　前条の規定により貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の額は、金　　　　　円と　する。

２　貸付金に付する利息の利率は、無利子とする。

３　乙は、誠実に上記の義務を履行するものとする。

（償還期日及び償還方法）

第３条　乙は、貸付金を次の日までに甲に償還するものとする。

　第１回　　　　年　　月　　日　　金　　　　　　　　　円

　第２回　　　　年　　月　　日　　金　　　　　　　　　円

　第３回　　　　年　　月　　日　　金　　　　　　　　　円

　第４回　　　　年　　月　　日　　金　　　　　　　　　円

　第５回　　　　年　　月　　日　　金　　　　　　　　　円

　第６回　　　　年　　月　　日　　金　　　　　　　　　円

　第７回　　　　年　　月　　日　　金　　　　　　　　　円

　第８回　　　　年　　月　　日　　金　　　　　　　　　円

　第９回　　　　年　　月　　日　　金　　　　　　　　　円

　第10回　　　　年　　月　　日　　金　　　　　　　　　円

２　前項の規定にかかわらず、貸付金の償還期日が埼玉県の休日を定める条例(平成元年埼玉県条　例第３号)第１条第１項に規定する県の休日に当たる場合は、その日の翌日までに償還金を納入　されたときは、当該償還期日に償還されたものとみなす。

（公正証書の作成）

第４条　甲及び乙は、貸付金の交付の際に、貸付金の貸借の事実、貸付金額、償還金額及び償還期　日並びに償還期日に償還されないときは直ちに強制執行を受ける旨その他必要な事項を記載した公証人のその権限内において所定の方式により作成する証書又は公証人のその権限内において所定の方式により認証した証書（次項において「公正証書」という。）を作成するものとする。

２　公正証書の作成に要する費用は、乙の負担とする。

（貸付けの条件）

第５条　乙は、次に掲げる条件に従わなければならない。

　(１)　貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用しないこと。

　(２)　貸付金の貸付けの対象である事務又は事業（以下この条において「貸付事業等」という。）を中止し、又は廃止する場合は、甲の承認を受けること。

　(３)　貸付事業等が予定の期間内に完了しない場合又は貸付事業等の遂行が困難となった場合は、　　　速やかに甲に報告し、その指示に従うこと。

　(４)　甲が貸付金債権の保全上必要があると認め、貸付事業等の状況に関し、質問し、帳簿その　　　他の書類を調査し、又は報告若しくは資料の提出を求めた場合は、これを拒んではならない　　　こと。

　(５)　貸付事業等の成果が貸付金の貸付けの目的及び貸付事業等の内容に適合していないと認め　　　られた場合は、甲の指示に従うこと。

（期限前償還）

第６条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認めて期限前償還の請求をした場合には、償　還期限（分割支払の場合の各償還期日を含む。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済しなければならない。

　(１)　乙が貸付金をこの契約に記載した目的以外に使用し、又は貸付金を長期にわたり当該目的　　　に使用しないとき。

　(２)　乙が貸付金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間　　　において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠った　　とき。

　(３)　乙が埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約に基づく義務の履行を怠ったと　　　　き。

（事業実施報告書の提出）

第７条　乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出しなければならない。

（弁済の充当）

第８条　乙及び連帯保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

（違約金等）

第９条　乙は、償還期日に償還金又は期限前償還を請求された場合の当該償還すべき金額を支払わ　ないときは、その期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払うべき金額につき年12.25パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

２　乙は、埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条第１項の規定による支払の猶予の申請を　した場合において、償還期日を過ぎて猶予しない旨の決定があったときも前項の規定による違約　金を支払うものとする。

３　乙は、第６条各号のいずれかに該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として、甲から期　限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日まで　の日数に応じ、当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した違反金を　併せて支払うものとする。

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第10条　前条の違約金及び違反金の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む　期間についても365日当たりの割合とする。

（連帯保証人）

第11条　連帯保証人村野義夫、同村野和利は、乙と連帯してこの契約に基づく一切の債務を履行し　なければならない。

（資産状況の調査）

第12条　乙及び連帯保証人は、甲が貸付金債権の保全上の必要により乙又は連帯保証人の財産の調　査を行うときは、甲を乙又は連帯保証人の代理人として、市町村の固定資産課税台帳等公簿の閲　覧及び写しの請求並びに評価証明書、公課証明書等の交付申請をすることを委任するものとする。

（保証人の追加等）

第13条　乙は、甲が保証人の追加及び変更を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じなけ　ればならない。

２　甲は、乙が甲に対して保証人の追加及び変更を請求した場合において、適当と認めるときは、　これに応ずるものとする。

（担保の提供）

第14条　乙は、甲がこの契約に基づく債権の保全をするため担保を必要と認めて請求した場合は、　甲の指定する資産について別に締結する抵当権設定契約により抵当権を設定し、又は貸付金の借　入れにより購入及び設置をする機械及び施設について別に譲渡担保契約等を締結しなければならない。

（担保の保全）

第15条　乙は、甲の承認を得ないで、担保として提供した資産を他に譲渡し、若しくは賃貸し、他　の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならない。

２　乙は、担保として提供した資産の価額が減失、き損等の事情により減少したときは、遅滞なく　その旨を甲に報告しなければならない。

（担保の追加等）

第16条　乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じなければならな　い。

２　甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応ずるものとする。

（契約の費用）

第17条　この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（信義誠実の原則）

第18条　この契約に関し疑義のあるときは、誠実に甲乙協議のうえ定めるものとする。

（裁判管轄の合意）

第19条　この契約に関する訴訟は、さいたま地方裁判所に提訴するものとする。

　上記契約の締結を証するため、この契約書を　通作成し、当事者及び連帯保証人が記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　甲　　貸　付　者　埼　玉　県

　　　　　　　　　　　契約担当者　埼玉県知事　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　乙　　借　受　者　住所又は主たる

　　　　　　　　　　　　　　　　　事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　連帯保証人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　連帯保証人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　連帯保証人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印